



主な記事

6年分年調のしかたや様式を公表……2面
リース会計変更で税制改正求める……3面
令和6年度の財務大臣・国税庁長官
納税表彰の受表彰者……4、8面

10月から新連載スタート

ご愛読いただきました「会計・税務のデジタル対応～最近の動向を踏まえて～」業務委託をする事業者が知っておくべきフリーランス保護法」は今号をもって終了いたします。「続 傍流の正論」「裁決事例集」「税の書物をひも解く」は継続します。10月からは以下の連載を開始します。引き続きご愛読いただきますようお願い申し上げます。 編集部

知っておくべき法人税調査の基礎知識 税理士・石本力

本格的な秋が到来し、税務調査は最盛期。調査官が奮闘中です。最近の法人税調査の傾向や実際の調査事例から、すぐに役立つ基礎的な知識まで、多くの法人税調査に携わってきたスペシャリストが分かりやすく解説します。連載の後半は、ケーススタディにより、調査対応のポイントを見ていきます。

ふるさと納税 ～ユニークな使途を探るPART3 編集部 編

昨年に引き続き、寄附の使い道で寄附先の自治体を選ぶという、ふるさと納税のスタイルを連載していきます。若者支援や公立学校等への寄附、起業家支援、熊対策など、ユニークな取り組みを実施している各地の自治体を紹介します。

未控除額の繰越しには明細書の提出必要

中小向け賃上げ税制のガイドブックなど公表

中小企業庁は20日、令和6年度税制改正の中小企業向け賃上げ促進税制に関するガイドブックとQ&Aを公表した。6年4月1日以降開始の事業年度用(個人事業主は7年分以降用)となる。6年度税制改正では、中小企業向けにおいて、賃上げ

未控除額が発生の事業年度以後の各事業年度で

確定申告書に添付 適用事業年度には別の明細書も

繰越控除措置は、中小企業向け賃上げ促進税制の要件を満たす賃上げを実施した年度において、法人税が課税されない場合や税額控除額が控除上限を超過する場合に、繰越しし得る。繰越控除措置において、繰越控除額が控除限度を超す場合には、繰越控除額を繰越した事業年度以後の各事業年度に繰越控除限度超過額の明細書(法規則表6(24)付表1)、及び②繰越税額控除措置の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に繰越控除を受ける金額を記載することも必要となる。この金額の計算に、その金額の計算に

裁判所 裁決事例10件を追加

「地積規模の大きな宅地評価関係」を初公表

国税不服審判所は25日、令和6年1～3月までの裁決事例10件を追加し、同所ホームページで公表した。10件の内訳は、国税通則法関係が3件、所管区域内に所在する宅

を実施した年度に繰越しきれなかった金額について、5年間の繰越しを可能とする繰越控除措置が創設されている。繰越控除措置が適用される場合、未控除額が発生した事業年度以後の各事業年度の確定申告で明細書の提出が必要であり、繰り越した額を実際に税額控除する事業年度においては、追加の要件が設けられている。

①の明細書が提出されていない場合は、未控除額は繰り越されず、繰越税額控除を適用できないこととなる。これらの明細書は、国税庁ホームページに掲載されている。ガイドブックでは、個人の様式に関しては公開されず、更新するとしている。また、繰り越した額を実際に税額控除する事業年度において、追加の要件がある。繰越税額控除を受けようとする事業年度においては、全雇用者の給与等

今の顧問報酬は適正額ですか？

タイムチャージ

顧問先ごと、担当者別、業種別の時間による原価計算が簡単にいきます。

1名様 220円/月 (5名様より)



www.souchi.jp

地について、仮に宅地分譲に係る開発行為が可能な区域に所在していたとしても、財産評価基本通達20-2に定める「地積規模の大きな宅地」に準じて評価することはできない。このほか、滞納者から請求人に対する振込みによる生活費及び学資の前払としての送金、社会通念上相当と認められる範囲の金銭の交付とは認められず、国税徴収法第39条に規定する無償譲渡に該当するとして事例などが公表された。

TKCタックスフォーラム2024

研究発表 (10時30分～12時00分)

研究グループ：TKC東・東京会

テーマ

相続税・贈与税の一体課税

講演 (13時00分～14時30分)



講師
国税庁長官官房審議官
齋須 朋之氏

テーマ

税務行政の現状と課題

講演 (14時50分～16時20分)



講師
神戸大学大学院
法学研究科教授
瀧 圭吾氏

テーマ

租税法解釈の急所

—所得課税を中心に—

開催日時 令和6年10月18日(金) 10時20分～16時30分

参加費 無料

会場 品川プリンスホテル アネックスタワー5階
プリンスホール (東京都港区高輪4-10-30)

申込方法 ①TKC会員以外
TKCグループホームページ>税理士・会計士の皆様へ>
セミナーのご案内からお申し込みください。
(<https://www.tkc.jp/ao/seminar/>)

②TKC会員
所属されるTKC地域会へ
お申し込みください。

お申し込みはコチラ▶

申し込みの際、現地参加か
Web参加をお選びください



TKC 税務研究所 〒162-8585
東京都新宿区揚場町2-1 整子坂MNビル4階
TEL 03-6631-7809

6年分は年調減税事務が必要

年末調整のしかたや様式を公表

国税庁は24日、令和6年分年末調整のしかたや各種様式を公表した。今年からは、6年分所得税について定額減税が実施されており、年末調整の際には、年末調整時点の定額減税の額(年調減税額)の控除を行うために年調減税事務を行う必要がある。年末調整のしかたでは、年調減税額の控除等の計算をする際の注意点が示されている。なお、年末調整がよくわかるページ(令和6年分)が開発されており、年末調整のしかたや各種様式のほか、年末調整の計算シート、チェック表、Q&A、各種リーフレット、動画などが掲載されている。また、6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引も公表されている。

年調減税額の控除等の計算に非対応

6年分源泉徴収簿 余白で計算シート等を利用

6年分の年末調整における主な改正事項は、①定額減税と、②給与所得者の保険料控除申告書における記載事項の簡素化。

定額減税の実施に伴う年調減税事務の手順については、①年調減税額の控除対象者の確認、②申告書の受理及び年調減税額の計算、③年調減税額の控除、④源泉徴収票への表示となっている。

定額減税Q&Aを改訂

7問修正、年末調整関係に対応

国税庁は24日、令和6年分所得税の定額減税Q&A(概要・源泉所得税関係)を改訂した。通算5回目の改訂となる。Q&Aの追加はなく、7問で修正が加えられた。

主には6年分年末調整のための各種様式が国税庁ホームページに掲載されていることと、異なる旨の記載によることとされている。7年分の源泉徴収税額表の税額については、6年分から変更はない。

年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限は7年1月10日(納期の特例の適用がある場合は7年1月20日)、給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限は7年1月31日となっている。

全法連が7年度税制改正で提言

中小企業が活性化するための措置を

公益財団法人全国法人会総連合(小林栄三会長)は19日、「令和7年度税制改正に関する提言」を決定して公表した。「人手不足など厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制措置の特例15%を本則化する」

経済と雇用の担い手。本格的な事業承継税制の創設を」などのスロガンを掲げ、法人税率等について提言している。

法人税率の軽減措置については、中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化する。

べきであるとし、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げることを求めている。

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など

また、近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担が増加している。指摘、事務負担コストの軽減を図るため、中小

金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し、金額を損金算入とすることなどを提言している。

企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせないとしている。

事業承継税制の拡充については、事業継続に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

また、定額減税は6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人を対象にしており、所得制限がある。企業等が年調減税(年末調整の際に年調所得税額から行う年調減税額の控除)を行う

る必要があり、問題がなければ制度の是非を含めてその見直しを求めるとしている。

租税教育については、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解していないと、学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要があるとしている。

また、定額減税は6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人を対象にしており、所得制限がある。企業等が年調減税(年末調整の際に年調所得税額から行う年調減税額の控除)を行う



国税庁の使命のひとつに「酒類業の健全な発達」があり、それに関連して外国語指導助手(ALT)を招待した酒蔵ツアーがある。日本の伝統的醸造を知ってもらい、日本産酒類の魅力をもっと発信してもらおうと実施されているものである。★少子高齢化やライフスタイルの多様化などから、酒類業の国内市場が縮小傾向にある中、海外の市場獲得による輸出拡大は大きいと期待されており、令和5年分の輸出金額は1344億円であった。★酒蔵ツアーの最後には試飲が待っている。さらに料理とのペアリングも準備される。和食の素晴らしさも伝わるだろう。様々な国や人種の参加者らが笑顔で飲食している様子が見られると実感する。世界中の人に日本産酒類を嗜んでもらいたい。(D)

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

●令和6年版 Q&A 民法と相続税の接点●
宮原弘之 著 ▼A5判・280頁・定価2420円(税込)
民法による「相続」そのものの捉え方から、相続税に関する最低限知っておきたい基礎知識と、相続税の仕組みや手続の理解に必須となる民法に関して、具体的な事例により分かりやすく編纂。民法と相続税とを関連付けた上で、基本的な重要な部分や実務上、誤りやすい部分を中心にQ&A形式による事例を基に解説。前版(平成30年9月刊)以降の民法及び相続税法等の改正を踏まえて改訂。

●令和6年版 消費税法基本通達逐条解説●
末安直貴 編 ▼A5判・1290頁・定価5720円(税込)
税理士、会計士、事業者、税務職員、公共団体など消費税法の実務に携わる方の必読書として6年振りの改訂版。令和6年6月28日発出までの通達改正を織り込み、基本通達のすべての条項を詳細に解説。インボイス通達、軽減通達、総額表示通達が基本通達に統合されたことから、税務調査対応・顧問先指導・税理士試験にも不可欠の一冊。巻末には様式通達・経理通達、税率引上げに伴う経過措置通達などを収録。

●令和6年版 中小企業税制 中小企業税制●
中村慈美 監修/曙橋税法研究会 編著 ▼B5判・520頁・定価3410円(税込)
中小法人、中小企業者、みなし大企業等の定義と範囲について、図表を交えて分かりやすく解説し、その判定方法をフローチャートで示しながら、個別制度について、適用要件の詳細や実務上の誤りやすい留意点を解説し、各種別表・付表の記載例を具体的事例に基づいて示しています。令和6年度改正を織り込み、最新の情報で改訂。

●令和6年版 組織再編税制 組織再編税制●
中村慈美 著 ▼B5判・580頁・定価3410円(税込)
組織再編税制は、適格組織再編成と非適格組織再編成とに分かれ、その有利・不利は当事者・関係者の置かれている立場で判断することが重要となる。本書は、難解といわれる組織再編税制を図表・チャートを使って解説。組織再編成を検討中の法人企業やオーナーに有効活用して頂ける1冊。今版では令和6年度改正を踏まえて改訂。

◆書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL:03-3829-4141代 FAX:03-3829-4001
「国税通達データベース」の電子版「アクセス」は、
次のアドレスで! <https://www.zakkyo.or.jp>

大蔵財務協会 オンラインブックショップ

リース会計基準の変更で税制改正求める

経産省 企業負担ができるだけ生じないよう要望

企業会計基準委員会がこのほど、「リースに関する会計基準」等を公表した。従来の基準を改め、借り手の会計処理について、すべてのリース取引を原則オンバランス化(貸借対照表に計上)することなどが柱となっている。令和9年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から強制適用(7年4月1日から早期適用可)となる。これに関連して、経済産業省は7年度税制改正要望の中で、リース会計基準の変更に伴う所要の措置として、変更に伴う企業の負担ができるだけ生じないようにする等の適切な税制上の措置を求めた。関連する団体からも各種要望が出されている。

日本公認会計士協会の事務負担の増大が大会社とその他の会社が6月に公表した7年度税制改正意見書を参考に説明すると、リースに関する新会計基準の適用開始後も税務処理が従来のままだと、新会計基準を適用する会社では申告調整のた

大会社など新会計基準を採用する会社には新会計基準に沿った税務処理を認める一方、その他の会社には従来の取扱いによることを認めることを求めた。また、日本商工会議

所が19日に公表した7年度税制改正に関する意見では、企業会計基準委員会はリースに関する会計基準とIFRS S(国際会計基準)等との整合性を図ることとしており、中小企業は「中小企業の会計に関する指針」または「中小企業の会計に関する基本要領」が用いられることにより、中小企業の会計に関する基本要領はIFRSの影響を受けないものとされていると指摘。その上で、仮にリースに関する会計基準の改正に伴い、税制が改正されることになれば、中小企業にとって会計処理の変更がないにもかかわらず、税負担の増加という影響が生じる可能性があるなどとし、リースに関する会計基準の改正が中小企業の税務に影響が及ぶことのないようにすべきとしている。

また、個人事業主の約4割が白色申告であることや、売上高100万円以下の小規模事業者の5割弱が帳簿作成等の経理事務を一手書きで行っていること等を踏まえ、こうした層の記帳水準の向上が不可欠と指摘。個人事業主のデジタル化へのインセンティブ措置として、①デジタルツールで記帳・帳簿作成を行い、かつ、②e-Taxで申告を行う者に対して「スマート青色申告制度」(仮称)を創設し、現行の青色申告特別控除(最大65万円)を深掘りすることにも、青色申告の個人事業主に対する純損失の繰越期間(3年間)を延長することなどを求めている。

スマート青色申告制度の創設を

日商が7年度税制改正で意見

日本商工会議所(小林健会頭)は19日、令和7年度税制改正に関する意見を公表した。適用期限の切れる各種の中小企業税制の延長

申告特別控除よりも控除額の高い「スマート青色申告制度」(仮称)の創設などを求めている。このうち、既存の中小企業税制について

事業承継税制については、その活用促進に向けて後継者役員就任要件の撤廃等を求めることも、現行の特例措置に係る特例承継計画の提出期限(8年3月末)以降、一般措置を特例措置並みに拡充し、実質的に恒久化する

企業規模要件の撤廃検討を

厚労省の懇談会 社会保険の適用要件

あす10月1日から社会保険(健康保険、厚生年金保険など)の義務的適用の対象が拡大される。現在は従業員数が101人以上の企業が一部のパートやアルバイトを対象に加入が義務化されているが、10月からは51人以上の企業が対象となる。厚生労働省が7月まで開催していた「働き方の

多様化を踏まえた被用者保険の適用の在り方に関する懇談会」では、従業員数に応じて適用の有無を決めている企業規模要件を撤廃する方向で検討する必要があるとの見方が大勢を占めたとされており、同要件は近い将来撤廃される可能性が高まっている。一般に「従業員数」とい

場、企業と働く人の双方で保険料の支払いが生じるもの、働く人の医療や年金の保障が充実に。令和2年の法改正時の推計によると、新たに対象となるのは約20万人と見込まれている。

この種別変更が必要となる。手続きをしない場合は被保険者種別相違によりイデコの掛金の引落が停止されるので注意が必要だ。トガバナンス研究会を立ち上げ初回会合を開催した。座長には神田秀樹東京大学名誉教授が就いた。今後、1

以上は従業員数を合計した数で判定を行う(いずれもパートやアルバイトも含む)。その上で、新たに社会保険の加入対象(義務)となる従業員は、パートやアルバイトのうち、①週の所定労働時間が20時間以上、②所定内賃金が月額8万8000円(年収換算で約106万円)以上、③雇用期間が2か月を

今年6月に取りまとめられた、いわゆる骨太の方針2024は、勤労者皆保険の実現のため、企業規模要件の撤廃をはじめ短時間労働者への被用者保険の適用拡大の徹底、常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種

この種別変更が必要となる。手続きをしない場合は被保険者種別相違によりイデコの掛金の引落が停止されるので注意が必要だ。トガバナンス研究会を立ち上げ初回会合を開催した。座長には神田秀樹東京大学名誉教授が就いた。今後、1

Challenge To The Wrapping Future!
包装文化の未来を目指して!



福助工業株式会社

代表取締役 井上雄次

本社 〒799-0495 愛媛県四国中央市村松町190
TEL 0896-24-1111(代) FAX 0896-23-8745
http://www.fukusuke-kogyo.co.jp/

東京支店 TEL(03) 5685-1300(代)	仙台営業所 TEL(022) 231-0221(代)
名古屋支店 TEL(052) 932-3431(代)	埼玉営業所 TEL(0495) 76-1800(代)
大阪支店 TEL(06) 6768-5800(代)	横浜営業所 TEL(045) 470-8111(代)
九州支店 TEL(092) 643-7101(代)	静岡営業所 TEL(054) 251-2201(代)
産業資材営業部 TEL(0896) 24-1110(代)	広島営業所 TEL(082) 923-5211(代)
	四国営業所 TEL(0896) 24-4416(代)



カミ商事グループ

カミ商事株式会社

取締役社長 井川博明

愛媛県四国中央市三島宮川一丁目二番二七号
電話(0896) 代表二二一五四〇〇

愛媛製紙株式会社

取締役社長 井川和寛

愛媛県四国中央市村松町三七〇番地
電話(0896) 二四一三三三〇

日本興運株式会社

取締役社長 井川正

愛媛県四国中央市三島紙屋町六番四五号
電話(0896) 代表二四一五五〇

6年度の国税庁長官表彰は85人

遠藤 ユリ(83) 北海道 道庁。全国間税会総連合会女性部委員。滝川間税会女性部部長。金子 美鳥(73) 北海道 函館市。函館地区青色申告会連合会会計監事。元北海道青色申告会連合会女性部副部長。佐藤 慶一(65) 北海道 小樽市。(一社)北海道法人会連合会副会長。(公社)小樽法人会会長。成澤 茂(66) 北海道 函館市。全国間税会総連合会理事。函館間税会会長。村井 順一(69) 北海道 釧路市。全国間税会総連合会理事。釧路間税会会長。赤塚 英夫(70) 福島県 郡山市。東北六県法人会連合会理事。(公社)郡山法人会会長。石橋 直三(76) 青森県 八戸市。東北青色申告会連合会理事。八戸税務署管内青色申告会連合会会長。小田島秀一(71) 岩手県 北上市。元全国間税会総連合会理事。元花北間税会会長。田中 善一(70) 仙台市。(公財)全国法人会連合会理事。(公社)仙台中法人会会長。村越 正道(61) 秋田市。全国間税会総連合会常任理事。秋田南間税会	池田 一義(67) さいたま市。(公財)全国法人会連合会副会長。(公財)人会総連合副会長。(公社)浦和法人会会長。金子 重雄(73) 栃木県 佐野市。関東信越法人会連合協議会理事。(公社)佐野法人会会長。木村 誠(74) 茨城県 古河市。茨城県青色申告会連合会副会長。古河税務署管内青色申告会連合会会長。小暮 高史(76) 群馬県 館林市。関東信越国税局管内納税貯蓄組合連合会常任理事。館林税務署管内納税貯蓄組合連合会会長。笹川 壽一(70) 新潟県 上越市。関東信越法人会連合協議会理事。(公社)高田法人会会長。高野 幹也(65) 新潟県 市。全国間税会総連合会常任理事。新潟間税会会長。中川喜久治(70) 茨城県 土浦市。全国納税貯蓄組合連合会副会長。土浦税務署管内納税貯蓄組合連合会会長。古澤 郁夫(59) 新潟県 十日町市。関東信越間税会連合会理事。十日町間税会会長。諸伏 勇治(73) 栃木県 真岡市。関東信越法人会連合協議会理事。(一社)真岡法人会会長。	矢下一郎(74) 長野県 大町市。長野県青色申告会連合会副会長。大町税務署管内青色申告会連合会会長。横井 英明(77) 埼玉県 春日部市。関東信越間税会連合会理事。春日部間税会会長。石澤長一郎(88) 東京都 千代田区。東京国税局間税会連合会理事。神田間税会会長。石橋 一男(74) 千葉県 香取市。千葉県間税会連合会常任理事。佐原間税会顧問。板倉 孝夫(68) 千葉県 東金市。(一社)千葉県青色申告会連合会理事。(一社)東金青色申告会会長。稲葉 秀一(66) 茨城県 取手市。(一社)東京法人会連合会理事。(公社)麻布法人会会長。井上 峰夫(75) 千葉県 匝瑳市。(一社)千葉県法人会連合会副会長。内山 弘通(71) 千葉県 大網白里市。全国間税会総連合会常任理事。東金間税会会長。梶野 武宏(80) 東京都 練馬区。(一社)東京都青色申告会連合会理事。(一社)練馬青色申告会会長。柴田 豊幸(73) 東京都 杉並区。(一社)東京	三田 茂(77) 東京都 足立区。(一社)全国青色申告会総連合会理事。(一財)足立青色申告会理事。小杉 雄二(70) 金沢市。北陸間税会連合会理事。金沢間税会副会長。武内 繁和(66) 東京都 目黒区。(公財)全国法人会総連合常任理事。江戸川南納税貯蓄組合連合会会長。関根金二郎(66) 千葉県 船橋市。全国間税会総連合会理事。船橋間税会連合会理事。船橋間税会連合会会長。竹ノ上藏造(67) 東京都 目黒区。(公財)全国法人会総連合理事。(公社)芝法人会会長。永塚 光夫(76) 東京都 杉並区。全国納税貯蓄組合連合会理事。杉並納税貯蓄組合連合会会長。新倉 裕(71) 相模原市。(公財)全国法人会総連合常任理事。(公社)相模原法人会会長。萩原 利光(63) 東京都 板橋区。全国間税会総連合会理事。板橋間税会会長。橋本 良子(79) 東京都 目黒区。(一社)東京都青色申告会連合会副会長。(一財)めぐろ青色申告会理事。松川 吉男(75) 千葉県 市川市。(一社)千葉県法人会連合会副会長。(公社)市川法人会会長。丸岡千鶴子(86) 東京都 中野区。東京国税局管内納税貯蓄組合連合会理事。中野納税貯蓄組合連合会会長。都立区。(一社)全国納税貯蓄組合連合会理事。都立区。東京国税局管内納税貯蓄組合連合会理事。中野納税貯蓄組合連合会理事。飛騨	光田 敏夫(68) 名古屋市。東海法人会連合会協会の理事。(公社)熱田法人会副会長。山内 勝己(77) 浜松市。全国納税貯蓄組合連合会理事。浜松西納税貯蓄組合連合会会長。山崎 秀夫(68) 愛知県 西尾市。東海法人会連合会理事。(公社)西尾市。中国地方青色申告会連合会理事。(公社)岡山県都窪郡。中国地方法人会連合会理事。(公社)岡山市。福岡国税局間税会連合会理事。小倉間税会副会長。異島 明子(75) 北九州市。福岡国税局間税会連合会理事。小倉間税会副会長。長谷 広信(63) 福岡県 久留米市。北部九州青色申告会連合会副会長。久留米青色申告会会長。石原 学(86) 宮崎県 都城市。全国間税会総連合会理事。都城間税会会長。木之田紀子(77) 熊本	県丹波市。(公財)納税者協会連合会理事。(公社)柏原納税協会会長。出雲 洋佑(82) 広島市。中国青色申告会連合会理事。安芸地区青色申告会連合会会長。大森 茂(71) 岡山県 都窪郡。中国地方法人会連合会理事。(公社)岡山市。九州北部法人会連合会理事。(公社)東福岡法人会会長。異島 明子(75) 北九州市。福岡国税局間税会連合会理事。小倉間税会副会長。長谷 広信(63) 福岡県 久留米市。北部九州青色申告会連合会副会長。久留米青色申告会会長。石原 学(86) 宮崎県 都城市。全国間税会総連合会理事。都城間税会会長。木之田紀子(77) 熊本
---	---	--	---	---	--

企業の発展と社会の繁栄に貢献する経営者の団体「法人会」

- 東京で約11万社、全国では約70万社が加入しています。
- 税制改正に関する提言活動を行っています。
- 租税教育活動・税の啓発活動を行っています。
- ビジネスにも役立つ各種サービスを提供しています。
- 地域に密着した社会貢献活動を展開しています。

一般社団法人 東京法人会連合会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-0771
<https://www.tohoren.or.jp>

従業員の退職金準備に「東法連特定退職金共済制度」

- 都内の約4,500社、約35,000人が加入しています。
- 優秀な人材の確保・定着化、勤労意欲の向上に役立ちます。
- 掛金は従業員1人につき月額1口1,000円から30口30,000円まで任意に設定でき、計画的に退職金を準備できます。
- 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
- 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL03-3357-1641
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>

続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

12

我が国では、過疎地であれ、都市部であれ、空家の増加とその管理が深刻な問題となっている。もっとも、過疎地と都市部では、その問題の内容が相当異なるようである。前者は、人口流出が最大の問題であるが、都市部については、固定資産税の負担が大きな問題となっている。都市部であれば、利用する目的のない空家であれば早く更地にして次の利用に備えた方が、その空家の所有者にとっても、また、周囲の環境問題においても望ましいはずである。ところが、それができないというのである。その最大の原因が、更地になると、固定資産税の負担が数倍に増加するからである、という。

そのため、特定空家等に該当し、市区町村からの勧告に対して必要な措置を講じない空家家については固定資産税の軽減措置が受けられない。しかし、真の問題は、軽減しなれば宅地を保有できないような固定資産税の課税方法にあるものとも考えられる。地方税法上の宅地の固定資産税の負担は毎年、その宅地の「適正な時価」に標準税率1・7% (固定資産税1・4%、都市計画税0・3%) を乗じて算定されることになっている。この「適正な時価」については、昭和の時代には、地方税当局は、収益価格によって評価すべきとして、比較的低額で評価していた。

ところが、地方税当局は、地価税の導入に反対するため、平成6年度の評価替えに当たり、「適正な時価」を地価公示価格の7割に引き上げることにした。そのため、都市部では、宅地の固定資産税評価額が前年度の10倍を超えることが続出した。そして、それを不満として、審査の申出が1万件を超えるという深刻な事態になった。

そのため、地方税当局は、固定資産税評価額大幅引上げの緩和策として、所定の負担調整を講じ、住宅用地については、200平方メートル

空家と固定資産税

トルまで評価額を6分の1にする特例を設けた。しかし、このような措置は、過渡期的であり、時期が来たら7割評価に戻す意向は隠していないようである。

ところで、前述の「適正な時価」の意義について、多くの最高裁判決(最判平15・6・26等)が、市場で「通常取引される価額」すなわち「客観的交換価値」であると解しており、有力な学説も反論していない。このような「客観的交換価値」という考え方は、所得税法及び法人税法上の「価額」並びに相続税法上の「時価」の解釈と共通しており、固定資産税が保有税であるという特徴が無視されている。すなわち、保有説である以上、保有することにより生ずる収益(利益)に応じた税負担が求められることになる。

しかし、前述のような地方税法上の税率を前提にすると、次のような問題が生じる。最近、我が家の近く(閑静な住宅地、駅まで7〜8分)で宅地の売出しがあり、約140平方メートルで2億円という。これに、庭なしの家を8000万円建てると、毎年476万円の固定資産税が課せられることになる。これでは、到底無理ということだ。70平方メートルの中古マンションを1億円で買い、老後の住みかにするにしても、毎年170万円の固定資産税を負担することになる。

それでは、持ち家を諦めて、借家住まいにするにしても、固定資産税が前述の地方税法どおりに課税されると、家賃も数倍に上昇することになり、それでは、一般的な年金生活はおぼつかなくなる。

このような例を考えると、そもそも、地方税法上の「適正な時価」を学説・判例がいうように「客観的交換価値」と解し、法定の税率1・7%を適用して、固定資産税を負担させることは非現実的である。ならば、保有税として妥当な税負担額を求めるには、「適正な時価」の解釈を変えるか、税率を是正する方法しかないはずである。現在は、それを負担調整と小規模宅地の特例で凌ぎ、それも一時的なものと言わしているに過ぎない。

結局、都市部の空家問題は、固定資産税制度を根本的に見直し、更地にしても固定資産税額の負担を増加しない、というメッセージを送ることによって解決するのが最善の策と言える。

会計・税務のデジタル対応 最近の動向を踏まえて

■税理士 若林 俊之

これからの会計・税務のDX 改革の最前線を担っているという意識を

情報の共有が進み、コミュニケーションの方法が多様化され、書類の保管や管理といった物理的な業務が抑えられ、手間と時間が大幅に削減されていくのがデジタル化のメリットですが、そこに生み出された機会を如何にクリエイティブに利用していくのかが、今「ヒト」に問われているのだと思います。

平成30年に経済産業省が公表した「DXレポート～ITシステム『2025年の崖』の克服とDXの本格的な展開～」という資料の中で、「既存システムが老朽化・複雑化・ブラックボックス化する中では、データを十分に活用しきれず、新しいデジタル技術を導入したとしても、データの利活用・連携が限定的であるため、その効果も限定的となってしまう」との指摘がされています。新しい技術を導入するとしても、それが非効率的でアンバランスであれば、DXの真の恩恵は受けられないということです。これに対応するためには、事業内のシステムの現状把握と、有効な新技術の模索が必要です。

会計や税務に関連する業務は、事業の中では補助的で守備的なものかもしれませんが、事務的な作業であるからこそ、こうしたデジタル化に真っ先に対応を余儀なくされる業務でもあります。そしてその対応の中で見出されたメソッドが、上記のような指摘を回避し、事業全体に好影響を与えるという可能性を想像してみてください。

その可能性に繋げるためには、会計・税務のデジタル化を義務的にやむを得ず取り込むといった姿勢ではなく、より積極的に、これこそが改革の最前線を担っているという意識が重要だと考えます。(おわり)

DX (デジタル・トランスフォーメーション) と並んで使用される言語で、「デジタイゼーション」や「デジタルイゼーション」というものがあります。

似たような言い回しですが、「デジタイゼーション」は、たとえば紙で扱うアナログな情報をスキャンするなどしてデータ化するような、いわば「物」から「データ」への変換といった技術の変革を指し、「デジタルイゼーション」は、デジタル技術を活用して業務体系やビジネスモデルの最適化を図るといった、手段と方法の変革を指します。

ここまで本稿でご紹介してきた、データ管理や会計システムに係るクラウドサービスの利用、電子帳簿保存法への技術的な対応、ITを活用したインボイスの管理、セキュリティとバックアップの強化、税務行政のデジタル化などは、いずれもデジタイゼーションやデジタルイゼーションに含まれるものと言って良いと思います。

これらはあくまで「技術」あるいは「手段」の変更ですので、こうした対応を用いて、事業活動の組織・プロセス・企業文化・風土を変革して、競争上の優位を確立していくことが、「DX」と呼ばれる改革になるのだと考えられます。

パスワード of AWES Clean

(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

昭栄 株式会社

●本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号 TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号 TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡

●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢 姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

NIPPLA 各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業358年 京都・老舗の総合流通サービス企業

さとうグループ

ネット予約サービス

「お中元」・「お歳暮」・「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。 ※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →

カメラでQRコードを読み取ってください。

パソコンはこちら [ネット予約](#) [検索](#)

さとうグループ 本部/京都府福知山市東野町1番地 ☎0773(27)0100代 <https://www.sato-kyoto.com/>

裁決事例集

210

裁決のポイント

過少申告となったのは、知人が虚偽の内容の確定申告をしたことが原因であり、請求人が知人に確定申告を委託したと認められるため、その申告は請求人が行ったものとして取り扱われる。過少申告となつたことについては「正当な理由がある」とは認められないとした事例。

審査請求人が原処分庁の調査に基づき、所得税等の修正申告を行ったところ、原処分庁が過少申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、過少申告となつたのは、請求人の知人が請求人の提供した個人情報を用いて、請求人にとって身に着えない内容の請求人名義の確定申告書等を提出したことが原因であり、請求人は被害者であることから、過少申告となつたことについては、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項第1号に規定する「正当な理由」があるとして、原処分の全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は、正当な理由があるとは認められないとして、請求を棄却した（令和5年9月6日付、非公開裁決）。

基礎事実等

請求人は、令和2年分及び3年分（本件各年分）において、給与支払者から給与の支払を受ける給与所得者である。

請求人は、4年5月26日、e-Taxの利用に必要な利用者識別番号（ID）及びパスワード（PW）の発行手続を行い、同日、ID・PWを取得した（本件ID・PW）。

4年7月11日、請求人名義の本件各年分の所得税等の各確定申告書（本件各確定申告書）及び各収支内訳書（本件各確定申告書と各収支内訳書を併せて本件各確定申告書等）が、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーを利用して、e-Taxで本件各確定申告書等のデータを送信することにより、原処分庁に提出された（本件各確定申告）。

編集部編

知人に確定申告を委託したと認められる、過少申告に「正当な理由」なし

請求人は、本件ID・PWを取得した。請求人は、本件知人から、請求人の確定申告書を作成し、請求人名義の銀行口座の通帳と運転免許証も送付してほしいと言われたことから、本件知人を信用して、本件ID・PW等をSNSを通じて本件知人に送信した。なお、請求人は、本件ID・PWを本件知人以外の第三者に教えたことはない。

請求人は、本件ID・PW等を送信した数日後、本件知人から、2か月くらいしたら、税務署から30万円程、請求人名義の銀行口座に振り込まれるので、本件知人にその半分を渡すよう言われた。請求人は、その後、請求人名義の銀行口座に税務署から金銭が振り込まれないことから、本件知人に連絡したが、本件知人とは連絡が取れない状況となつた。

請求人は、請求人の確定申告を本件知人にしてもらうために、本件知人の求めに応じ、本件知人に請求人のe-Taxの利用に必要な本件ID・PW等の個人情報を提供していることなどからすれば、確定申告書の作成及び提出を本件知人に委託したものと認められるところ、請求人の確定申告が過少申告となつた原因は、本件知人が請求人の委託に基づき作成した確定申告書等の内容が虚偽のものであったことであるといえる。

請求人の主張

過少申告となつたのは請求人の知人（本件知人）が請求人の提供した個人情報を用いて請求人名義の虚偽の内容の確定申告書等を提出したことが原因であり、請求人には本件各確定申告書等を出したことについては身に覚えがなく、請求人は個人情報等を悪用された被害者であることから、国税通則法第65条《過少申告加算税》第4項第1号に規定する「正当な理由」がある。

審判所の判断

（認定事実）

本件知人は、請求人が以前、働いていた飲食店の客であり、4年5月頃、本件知人から確定申告を行えば税金が返ってくるという話を聞いた。請求人は一度も確定申告

をしたことがなく、申告方法が分からなかったところ、本件知人から、代わりに確定申告をするので、ID・PWを取得してほしいと言われたため、請求人は、本件ID・PWを取得した。

請求人は、本件知人から、請求人の確定申告書を作成するため、請求人名義の銀行口座の通帳と運転免許証も送付してほしいと言われたことから、本件知人を信用して、本件ID・PW等をSNSを通じて本件知人に送信した。なお、請求人は、本件ID・PWを本件知人以外の第三者に教えたことはない。

請求人は、本件ID・PW等を送信した数日後、本件知人から、2か月くらいしたら、税務署から30万円程、請求人名義の銀行口座に振り込まれるので、本件知人にその半分を渡すよう言われた。

請求人は、その後、請求人名義の銀行口座に税務署から金銭が振り込まれないことから、本件知人に連絡したが、本件知人とは連絡が取れない状況となつた。

（検討）

請求人は、請求人の確定申告を本件知人にしてもらうために、本件知人の求めに応じ、本件知人に請求人のe-Taxの利用に必要な本件ID・PW等の個人情報を提供していることなどからすれば、確定申告書の作成及び提出を本件知人に委託したものと認められるところ、請求人の確定申告が過少申告となつた原因は、本件知人が請求人の委託に基づき作成した確定申告書等の内容が虚偽のものであったことであるといえる。

そして、その委託を受けた本件知人が請求人に代わってした確定申告は、請求人が行った申告として取り扱うのが相当であるから、請求人が確定申告書等を自ら提出しておらず、その内容を知らなかったとしても、そのことは、真に請求人の責めに帰することのできない客観的な事情には該当せず、過少申告加算税の趣旨に照らしても、なお請求人に過少申告加算税を賦課することが不当または酷なる場合に該当するとはいえないから、正当な理由があるとは認められない。

注目の二冊

相続税・贈与税の実務と申告
(令和6年版)

仲北 篤/柳川 秀和 共編

本書は、「相続」そのものの捉え方から、相続税・贈与税に関する基礎知識・実務処理の仕方までを平易に解説したものである。

相続税法には「相続」「遺贈」「相続の開始」に関しての規定がなく、このために必要な民法や家事事件手続法に関する解説。設例や各種申告書、明細書の記載例を充実させた実務と申告に便利な必読書。

質疑応答では、「譲渡所得に係る確定申告による所得税額の債務控除」「配偶者が遺産の分割前に死亡している場合の配偶者の税額軽減」「祖父と父から時期を異にして農地の贈与を受ける場合の贈与税の納税猶予」「路線価の高い路線の影響を受ける度合いが著しく少ない場合の評価」「指定容積率の異なる2以上の地域にわたる場合の容積率の判定」「貸駐車場として利用している土地の評価」「同族株主がいらない会社の株主の議決権割合の判定」「株式の割当てを受ける権利等が発生している場合の価額修正の要否」などの項目を掲載している。

B5判、1288ページ。定価4950円（税込み）。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局（TEL03-38829-4141、FAX03-38829-4001）。



Kihara
Electric Appliance & Systems

木原興業株式会社

本社
岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701
TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250

支店
大阪市・今治市

なみを超えろ



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏彰

本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ
総合建設業

井原工業株式会社
代表取締役 井原 伸

三星道路株式会社
代表取締役 井原 司

本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

業務委託をする事業者が知っておくべき

フリーランス保護法

■編集部編 12

違反行為への対応等

最終回となる今回は、フリーランス保護法に違反する行為があった場合の対応について説明します。

フリーランス保護法において、発注事業者(特定業務委託事業者)に課せられた義務に違反するような行為があった場合、違反行為を受けたフリーランス(特定受託事業者)は、この後紹介するフリーランス・トラブル110番を経由するなどによって、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省に今後設置される窓口で申告できるようになります。

違反行為を調査、命令や公表も

その申告の内容に応じて、行政機関は、報告徴収・立入検査といった調査を行い、特定業務委託事業者に対して指導・助言のほか、勧告を行い、勧告に従わない場合には命令・公表ができることとされています。命令違反には50万円以下の罰金となっています。なお、行政機関への申告は、オンラインでも行うことができます。

また、特定受託事業者が行政機関の窓口で申告をしたときに、特定業務委託事業者はそれを理由に特定受託事業者に対して、契約を解除する、今後の取引を行わないようにするといった不利益な取扱いをしてはならないと規定されています。

フリーランス・トラブル110番は、フリーランスと発注事業者とのトラブルについて、弁護士にワンストップで相談できる窓口として令和2年11月から設

置されている相談窓口です。

フリーランス・トラブル110番では、①フリーランス保護法に関するトラブルはもちろんのこと、②フリーランス保護法の適用とならない取引上のトラブル、例えば、発注者が消費者である場合、または、相談内容がフリーランスからの契約解除や、発注事業者からの損害賠償請求などについても相談できる窓口になっています。

窓口で相談が寄せられると、弁護士による電話やメール、対面・オンラインなどの個別相談対応、また、相談者と相手方の話を聞いて和解あっせんを実施する対応を行っています。

さらに、相談者がフリーランス保護法の違反について、行政機関の対応を希望される場合には、フリーランス・トラブル110番が、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省への申告の案内を行うことになっています。

フリーランス・トラブル110番の電話番号は0120-532-110、受付時間は9時30分から16時30分(土日祝日を除く)、相談の実施場所は東京都千代田区霞が関1-1-3弁護士会館9階となっています。

フリーランス保護法の施行日は、約1か月後の令和6年11月1日です。公正取引委員会や厚生労働省のホームページでは、フリーランス保護法に関するサイトが開設されており、各種資料やQ&A、解説動画などが掲載されていますので、フリーランス保護法に関する詳細な情報を得ることができます。(おわり)

税の書物を

ひも解く

12

青山学院大学教授・弁護士 木山 泰嗣

基本事項は、どの分野にもある。最初に言語化に成功した書物は、その分野のバイブルになる。

「読んでおくといいですよ。税務訴訟が1冊にまとまっているから」新人弁護士として鳥飼総合法律事務所に入所した21年前の秋。こんな言葉をかけてくれた姉弁(女性の先輩弁護士)は、頭脳明晰。修習の期は4つ上で、当時5年目の若手弁護士だったはずだが、教えてもらったことは数知れない。というより、「これを読むといい」といった端的な助言が、いつも具体的なだった。

税務訴訟入門

中尾巧 著

商事法務

実務家の痒いところに、手が届く書

こうして紹介され読んだ中尾先生の『税務訴訟入門』は、当時は縦書きだった。そして、いまよりコンパクトで、手ごろな1冊にみえた。司法修習を終えて弁護士になったばかりなのに、通常の民事訴訟と異なる特殊分野にいきなり関与することになった。当時盛んにあったストック・オプション訴訟の訴状作成など

が多くなり、その下書きをやらせてもらっていた記憶がある。どんな内容の判決を求めるのか。これを記載するのが「請求の趣旨」なのだが、「被告は原告に金100万円を支払え。」のような通常の民事訴訟の書き方と違って、随分と複雑になるのが、税務訴訟だった。税務署長からされる課税処分は、同じ納税者に、所得税なら複数年分

高検検事長もつとめた検察官出身の方(現在は弁護士)で、税務訴訟の課税庁側を担当された経歴もある。この分野の書き手としては、「理想中の理想」であったはずである。そんな待望の本が産声をあげたとき、わたしは高校生だったから、当時のことは勿論知らない。ところが、現在の最新版では、「新」のタイトルとともに、なんと共著者にわたしが加わった。表紙には向日葵の絵があるのだが、こうした絵を描く才能もある先生は、納税者の代理人をつとめてきた弁護士には、課税庁側として対峙するようにも見えるかもしれない。しかし、実務家の痒いところに、手が届く。至れり尽くせりの本書に、共著者として目を通すと、見方に違いはなく、細部も一致していた。きつと客観性・汎用性を、中尾先生は重視したのだろう。

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和4年分の贈与税の申告書の提出人員になります。

答え = 万 千人

予想難易度：7

9	2			3		8	6
5			7	8		2	9
					5	3	
		3			8	B	1
	9			A			7
6	C		1			4	
	4	5					
8		7		1	9		5
2	1		5			6	7

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 10月7日(月)

前回の答え %

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23
tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

市町 峰行(74) 北海道
道苦小牧市。全国間税会
総連合会理事。苦小牧間
税会会長。



佐藤 剛(69) 岩手
県奥州市。(一社) 岩手
県法人会連合会副会長。
(公社)胆江法人会会長。



八木 茂幸(73) 埼玉
県本庄市。関東信越法人
会連絡協議会理事。(公
社) 本庄法人会会長。



大戸 孝宏(79) 東京都
板橋区。(一社) 東京青色
申告会連合会副会長。(公
社) 板橋青色申告会会長。



新谷 一男(76) 山梨
市。(一社) 山梨県法人
会連合会副会長。(公社)
山梨法人会会長。



末栄 康則(75) 金沢
市。(一社) 全国青色
申告会総連合理事。元金
沢青色申告会会長。



澤田 栄一(66) 岐阜
市。全国間税会総連合会
協会連合会理事。(公社)
南納税協会会長。



小儀 俊光(82) 兵庫
県宝塚市。(公社) 納税
協会連合会理事。(公社)
南納税協会会長。



松村 榮一(77) 大阪
市。(公社) 納税協会連
合会理事。(公社) 西納
税協会会長。



田島 淳次(73) 徳島
県吉野川市。四国法人会
連合会理事。(公社) 阿
波麻植法人会会長。



窪田 伸一(75) 鹿児島
県肝属郡。全国間税会
総連合会常任理事。元鹿
屋間税会会長。



馬場 哲也(65) 北海道
函館市。北海道青色申告
会連合会副会長。函館地
区青色申告会連合会会長。



岩崎 榮市(74) 栃木
県佐野市。栃木県青色申
告会連合会副会長。佐野
青色申告会会長。



山口 高史(71) 長野
県安曇野市。関東信越国
税局管内納税貯蓄組合連
合会常任理事。



片岡 英雄(75) 千葉
県佐倉市。(一社) 千葉
納税貯蓄組合連合会常任
理事。



須永 達雄(81) 東京
都港区。東京国税局管内
会副会長。金沢地区納
税貯蓄組合連合会副会長。
中川法人会会長。



水上 誠子(76) 金沢
市。全国納税貯蓄組合連
合会副会長。金沢地区納
税貯蓄組合連合会副会長。



林 謙治(75) 名古屋
市。全国納税貯蓄組合連
合会副会長。金沢地区納
税貯蓄組合連合会副会長。



加古 公一(79) 神戸
市。兵庫県納税貯蓄組合
総連合会常任理事。(公
社) 須磨納税協会副会長。



清水 男(72) 岡山
県総社市。中国地方法人
会連合会理事。(公社)
倉敷法人会副会長。



江上 嘉美(73) 福岡
県大野城市。九州北部法
人会連合会理事。(公社)
筑紫法人会会長。



田島 賢一(74) 鹿児島
県薩摩川内市。南九州
法人会連絡協議会理事。
(公社) 川薩法人会会長。



福西 秀和(73) 北海
道函館市。(一社) 北海
道法人会連合会副会長。
(公社) 函館法人会会長。



金井 則夫(74) 群馬
県沼田市。元関東信越間
税会連合会理事。元沼田
間税会会長。



吉田 康(69) 新潟
県柏崎市。関東信越法人
会連絡協議会理事。(公
社) 柏崎法人会会長。



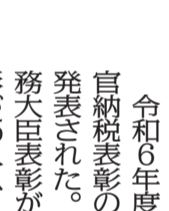
亀山 実(75) 東京
都文京区。東京国税局間
税会連合会常務理事。上
野間税会会長。



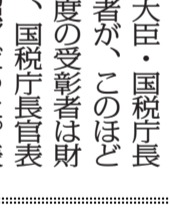
高橋 伸昌(65) 横浜
市。(公社) 全国法人会
連合会副会長。紀州間税
会会長。



石川 浩(71) 三重
県尾鷲市。東海間税会連
合会理事。三重県間税会
連合会副会長。紀州間税
会会長。



水野 茂生(76) 名古屋
市。東海法人会連合会
常任理事。(公社) 千種
法人会会長。



白石 博志(75) 大阪
府東大阪市。(公社) 納
税協会連合会副会長。(公
社) 東大阪納税協会会長。



俵 護(82) 島根
県益田市。中国青色申告
会連合会理事。島根県青
色申告会連合会副会長。



有村 誠(70) 宮崎
県延岡市。南九州法人会
連絡協議会理事。(公社)
宮崎県北法人会会長。



仲間 綾子(74) 沖縄県
中頭郡。沖縄県青色申告
会連合会副会長。(一社)
沖縄中部青色申告会会長。



50人に財務大臣表彰

6年度の納税表彰を発表

令和6年度財務大臣・国税庁長官納税表彰の表彰者が、このほど発表された。今年度の表彰者は財務大臣表彰が50人、国税庁長官表彰が85人(4面参照)だった。表彰式は10月23日、東京都港区の三田共用会議所で開催される。表彰者は次の通り(敬称略)。

江尻 次郎(76) 福島
県いわき市。仙台国税局
間税会連合会理事。いわ
き間税会会長。



白土 隆彦(85) 茨城
県常陸太田市。太田税務
署管内青色申告会連合会
理事。



五十嵐良夫(85) 東京
都杉並区。全国間税会総
連合会常任理事。荻窪間
税会名誉会長。



黒坂 浩(83) 横浜
市。東京国税局間税会連
合会理事。雪谷間税会会
長。



本多 純二(77) 神奈
川県小田原市。東京国税
局間税会連合会理事。小
田原間税会会長。



大橋 正浩(62) 三重
県桑名市。東海青色申告
会連合会常任理事。桑名
青色申告会会長。



渡邊清一郎(65) 静岡
県下田市。全国納税貯蓄
組合連合会理事。東海納
税貯蓄組合連合会理事。



錦織 隆(75) 京都
府京丹後市。元(公社)
峰山納税協会会長。



中西 巧(85) 岡山
市。広島国税局間税会連
合会常任理事。岡山西間
税会会長。



大塚 二郎(69) 熊本
市。全国納税貯蓄組合連
合会副会長。熊本東地区
納税貯蓄組合連合会会長。



【租税教育の推進を通じ
て納税道義の高揚に功績
のあった人】岩野 清美
(51) 北九州市。



【租税教育の推進を通じ
て納税道義の高揚に功績
のあった人】齋藤 浩
(61) 東京都町田市。

